

東京医療保健大学学長戦略本部規程

(目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則(以下「学則」という。)第59条第2項に基づき、東京医療保健大学学長戦略本部(以下「学長戦略本部」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学長戦略本部の設置)

第2条 東京医療保健大学(以下「本学」という。)に、学長戦略本部を設置する。

2 学長戦略本部は、本学において、学長による円滑な大学運営を補佐する。

(業務)

第3条 学長戦略本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 本学の重要課題のうち、学長が指定する事項への対応方策の企画、立案、調整及び推進に関すること
- 二 その他学長が必要と認めた事項

(学長戦略本部)

第4条 学長戦略本部に、学長戦略本部長を置き、学長をもって充てる。

2 学長戦略本部長は、学長戦略本部の業務を統括する。

3 学長戦略本部に、学長戦略本部長のほか、必要な職員を置くことができる。

(常置組織)

第5条 学長戦略本部に、次に掲げる常置組織を設置する。

- 一 IR推進室
- 二 学修基盤推進室

2 前項の常置組織に関する事項は、別に定める。

(その他の臨時組織)

第6条 学長戦略本部長は、第5条の常置組織のほか、必要に応じ、プロジェクトチームその他の臨時組織を設置することができる。

2 前項の臨時組織に関する事項は、別に定める。

(学長戦略本部の権限)

第7条 学長戦略本部は、学長戦略本部長の指揮の下に、適切に業務を処理するものとする。

2 職員は、学長戦略本部の指示に従い、適切に対応するものとする。

(準用)

第8条 本規程の適用において、学則第58条の東京医療保健大学総合研究所を、第5条に定める常置組織とみなす。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、関係する各部等の協力を得て、企画部において処理する。

2 前項にかかわらず、必要に応じ、事務の一部を関係する各部等に処理させることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長戦略本部に関し必要な事項は、学長戦略本部長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際に、既に施行されている常置組織及び臨時組織に関する規程及び要綱(同等の決議等を含む)は、本規程に基づいて定められた規程及び要綱とみなす。